

高 山 市 議 会
議会改革等に関する特別委員会
調査研究報告書

平成23年4月

「議会改革等に関する特別委員会」の活動について

議会改革等に関する特別委員会は、平成21年12月9日、12月定例会において設置し、議員全員を委員として活動を始めました。この特別委員会では、全体会のほかに3つの分科会を設け、「高山市議会のあるべき姿」や「基本理念」、「議員の責務」、「議会機能」、「議員定数・選挙区のあり方」、さらには「議会基本条例」などについて、各分科会の調査を踏まえて全体会を開催し、議員全員で議論を深めながら調査研究を行ってきました。38回の特別委員会、89回の分科会、連絡調整を行うために11回の小委員会をそれぞれ開催し、市民の皆さんに公開で議論を重ねてきました。

まず、特別委員会では、「高山市議会のあるべき姿」について議論し、「広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会」をめざしていくことを全員で合意しました。そして、「委員会活動を中心とした政策形成サイクル」について合意し、議会として新たな取組みを始めることとしました。これは、常任委員会などの活動の充実を図り、議会の監視機能や政策提言機能を向上させて、広大な市域の市民の皆様のご意見を政策に反映させる仕組みをつくろうとするものです。その具体的な取組みとして広報広聴委員会を設置するとともに、議員が6つのグループを作って市内の全地域を訪ね、市民意見交換会を開催いたしました。市民意見交換会は、昨年の春と秋に開催いたしましたところ、延べ1,553人の市民の皆様にご参加いただいたところです。市民意見交換会でいただいたご意見からは、分野ごとに重要な課題を抽出し、各委員会において現地調査を含めて調査研究を行うとともに、議員全員による「政策討論会」を開催してさらに議論を深め、その結果、市長に「緊急景気対策」と「火葬場の早期建設」の政策提言を行いました。また、主要事業の評価・点検により7件の議会提言を行い、先程議決されました新年度予算においても、議会の政策提言が反映されておりますことは、議会改革の一つの成果でもあります。

次に、「議員定数・選挙区のあり方」についてです。さまざまな観点から調査研究を行うとともに、さらに厳しい社会情勢を踏まえて、連日議論を重ねた結果、選挙区については、「全市一区」とし、議員定数については、「24人」という合意に至り、昨年4月から5月の市民意見交換会を経て、最終的に6月定例会において決定をいたしました。最終段階においては、全員一致には至りませんでしたが、市民の皆様の不安を解消するよりよいシステムの構築に取り組むことにより、現行の36人から12人削減し、「24人の全市一区」とすることで決定しました。

次に、高山市が提訴されました「水路付け替え工事に係る損害賠償請求事件」についてです。この損害賠償請求事件は、「市政のあり方」並びに「高山市議会のあるべき姿」が問われる案件であり、議会改革の根幹に関わる重要課題であるとの認識に立ち、市政に対する監視機能を果たすとともに、議会の議決責任のあり方について考察するため、新たに分科会を設置して調査検討をいたしました。特別委員会では、参考人招致や所管事務調査などの分科会の調査報告を踏まえて議員全員で議論し、調査結果をまとめるに至ったものであります。調査報告書において「原因究明の総括」を行って「市に求める再発防止策」を示し、市としての事件の検証や具体的な再発防止策を講じるよう求めました。また、議会としての対応策についても明示し、今後、二度とこうした事案が発生することのないよう対策を講じております。

最後は、「議会改革等に関する特別委員会」の集大成ともいえます「高山市議会基本条例」の制定についてです。議会基本条例の制定についても、分科会が中心となって進め、その調査研究をもとに全体会で議論を重ねてきましたが、その内容にはすべての分科会や広報広聴委員会の調査結果、そして、特別委員会で議論を重ねました数多くの合意事項が反映されております。議会基本条例では、「基本理念」や「議会と議員の活動原則」、「議員の責務」、「議会と市民、議会と市長との関係」などを明確にし、市民意見交換会や広報広聴委員会、市民参加についても明確に位置付けました。また、議決事件の追加や議会審議における明確な論点情報の整理、政策討論や委員会における政策提言、更には市長の反問権なども掲げております。この条例制定が市民の皆様の負託に応えるべく、「わかりやすく開かれた」新たな高山市議会の第一歩となることを確信しております。

今後も「高山市議会のあるべき姿」に向かって、さらに議会改革を推進することを誓うとともに、「議会改革等に関する特別委員会」の活動に対してご理解・ご協力いただきました町内会をはじめ市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

（平成23年3月25日 第1回定例会最終日 本会議 特別委員会の報告より）

目 次

高山市議会基本条例の趣旨及び解説

前文	4
第1章 総則（第1条・第2条）	5
第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則（第3条―第5条）	7
第3章 議会と市民との関係（第6条・第7条）	10
第4章 議会と市長等との関係（第8条―第10条）	12
第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成（第11条―第14条）	15
第6章 議会及び議会事務局の体制整備等（第15条―第20条）	18
第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第21条―第23条）	21
第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続き（第24条・第25条）	23

高山市議会基本条例（本文のみ）

議会改革に伴い新設した条例・要綱等

高山市議会の議決すべき事件を定める条例	30
高山市議会広報広聴委員会規程	31
高山市議会広報発行に関する要綱	33
高山市議会広報の編集についての申し合わせ事項	34
高山市議会市民意見交換会の開催に関する実施要綱	36
高山市議会委員長連絡会議規程	38
委員会活動を中心にした政策形成サイクルについて	39
高山市議会政策討論会の開催に関する実施要綱	40
高山市議会議員研修会の開催に関する要綱	41
高山市議会参考人等に対する謝礼金の支払い基準に関する要綱	43
決算審査に係る伝票等の閲覧に関する実施要綱	44
一般質問に関する申し合わせ事項	51
反問権に関する申し合わせ事項	52
「議会改革等に関する特別委員会」中間報告（議員定数・選挙区最終報告）	53
議員報酬の決定方法について	55
合意事項と継続検討課題	56

資料

・ 運営方針	59
・ 委員構成	63
・ 活動履歴	65

高山市議会基本条例の趣旨及び解説

前文

地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大する中、高山市は、2005年（平成17年）2月の市町村合併によって日本一広い市となり、市長とともに市政を担う議会の権限と役割は一層大きくなった。

高山市議会は、このような時代の流れに鑑み、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すこととした。

われわれは、議会のあるべき姿について徹底した議論を行いながら、選挙区と議員定数を決定するとともに、市民意見交換会の開催、議会広報紙の発行、事業評価結果の点検、政策討論会の開催及び委員会による政策提言の実施などの新たな取り組みを行った。

議論と行動を重ねる中、すべての議員が、以下の活動の必要性を改めて強く認識した。それは、市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるように議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと、そして、市の政策水準の向上を図るために積極的に政策提言を行うことである。

よって、高山市議会は、これらの認識に基づいた議会運営を行うための条例を制定し、ここに、広大な市域における市民の福利の増進を図るため、民主的で持続可能なまちづくりに全力で取り組んでいくことを決意する。

【趣旨】

前文は、高山市議会基本条例制定の経緯や、条例の趣旨をうたったものです。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、市政についての議会及び市民又は行政との議論並びに議員間での議論を通じて、よりよい政策を実現するために必要な議会運営の基本事項を定め、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、制定目的を明らかにし、以下の規定の解釈の指針を示すものです。

第2条 基本理念

議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念を定める。

- (1) 市民の代表機関として、市民と情報を共有し、市民の意見を市政に反映させる。
- (2) 二元代表制の一翼を担う議事機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の執行を監視及び評価し、政策提言を行うとともに政策立案に努める。
- (3) 市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関として、その責任を深く認識し、合議体としての役割を果たす。

【趣旨】

本条は、議論する議会づくりを通じてより良い政策を実現するための基本的な考え方を示すものです。

【解説】

議会基本条例の目的達成のための基本的な考え方として3つの基本理念を定めます。

- (1) 議会は選挙で選出された議員で構成されており、市民の代表として市民の皆さんの多様な意見を集約し市政に反映することが責務です。議会の透明化とともに市民の皆さんへの説明責任を果たし、情報の共有化をすすめ、市民の皆さんとともに歩む開かれた議会づくりをすすめます。
- (2) 地方自治体はそれぞれ選挙で選出される首長と議会の二元代表制となっています。首長の執行権等に対し、議会には議決権、調査・検査・監査請求等の権

限が与えられています。今、自治体の自己決定・自己責任を求める地域主権がすすむ中、議会の議決責任はさらに重くなっていることから、議会は、監視・評価機能を強化し、市民の皆さんの意見を考慮した積極的な政策提言を行うとともに、政策立案に取り組むように努めます。

- (3) 議会は、条例や予算等の重要事項の決定について市民の皆さんから負託された機関であることから、議決責任を深く認識し、市民の皆さんに市政の説明を行ったり、市民の皆さんの意見を的確に把握したりするとともに、議員間の積極的な討議を通じて政策決定や政策提言等を行うなど、合議体としての役割を適切に果たします。

第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則

第3条 議会の活動原則

議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動を行わなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。
- (4) 市民の意見を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。
- (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- (6) 議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づく議会活動の原則を定めたものです。

【解説】

基本理念の3つの考え方に基づく議会の活動原則を6項目規定します。

- (1) 市民の皆さんに信頼される議会となるために、議会の公正性・透明性を確保し、開かれたわかりやすい議会運営をすすめます。
- (2) 議会活動の基本は民意の把握であることから、参考人制度の活用、請願・陳情者の意見陳述、市民意見交換会の開催など市民参加の機会を多様に設けます。
- (3) 市長等を監視し抑制する役割を担う議会は、政策の決定や執行を監視するとともに、その評価を行います。
- (4) 市の政策水準の向上を図るために、市民の意見を考慮しつつ、市長等に政策の改善や立案等を求める政策提言を積極的に行うとともに、議員自らも政策立案に取り組むように努めます。
- (5) 地方自治体の権限の拡大や市政への市民参加が加速する中、市民の意見を後ろ盾にした行政側からの政策提案が増加してくる状況を踏まえ、市の重要な政策を決定する機関として適切な判断を行うため、新規の政策条例や著大事業等の重要な政策を中心に、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議、審査を行います。

- (6) 市政の重要事項を決定する機関として、判断結果の妥当性や説得力を高めるために、合意形成を目指して徹底した討議を行います。

第4条 議員の責務及び活動原則

議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の福利の向上を目指し、不断の研さんを行い公正かつ誠実に活動を進め、市民の代表者としての責任を果たすことを責務とし、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議員は、市民の代表として市民の意見を的確に把握すること。
- (2) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。
- (3) 議員は、議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極的に行うこと。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づくとともに、議会の活動原則を踏まえた議員の責務と議員の活動原則を定めたものです。

【解説】

議員は、地域や団体等の個別事案だけではなく市民全体の福利の向上をめざして活動すること、議員としての資質の向上について不断の研さんを行い選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすすめることを責務とします。また、基本理念に基づくとともに、議会の活動原則を踏まえた議員活動をすすめるための原則を規定します。

- (1) 議員は、市政に市民の意見を反映させるべく、市民の皆さんの多様な意見を把握します。
- (2) 議員は、深い審議や政策提言等を行うために、市政の調査研究に積極的に取り組みます。
- (3) 議員は、適切な意思決定や政策提言等の妥当性や説得力を高めるために、議員間の自由討議を徹底して行います。

第5条 会派

- 1 議員は、政策を中心として同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。
- 2 会派は、必要に応じて議会運営及び政策等に関する意見調整を行い、合意形成に努める。

【趣旨】

本条は、会派の定義づけと議会活動における会派の役割等について定めたものです。

【解説】

- 1 会派は、政策を中心として同じ志を持つ二人以上の議員で結成できます。会派は、政策の審査・評価や政策提言等に向けて、市政に関する調査研究や議論を積極的に行います。
- 2 議会運営や政策等に関する事項の意思決定に際しては、必要に応じて会派間で意見調整を行い、合意形成に努めます。

第3章 議会と市民との関係

第6条 広報広聴

- 1 議会は、市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させるために、各種情報メディアや多様な機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。
- 2 議会は、すべての会議を原則として公開とする。
- 3 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するために、市民意見交換会を行う。
- 4 前項の市民意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。
- 6 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、市民とともに歩む議会づくりを進めるために、市民との情報共有と意見交換を行うための取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 媒体としての議会広報紙、インターネット、コミュニティFM、CATVや市民意見交換会等を通じて、市政や議会の情報を積極的に提供するとともに、市民の皆さんの意見を可能な限り把握し、市政に反映させていきます。
- 2 議会活動の透明性を確保し、市民の皆さんとの情報共有を図るため、本会議や常任委員会等、議会における全ての会議を原則公開とします。
- 3 市民の意見を反映させた市政を推進するため、議会での審議の様子等をお知らせするとともに、市の政策課題について市民の皆さんと議論を行う場として、市民意見交換会を開催します。
- 4 市民意見交換会については、市民意見交換会の開催に関する実施要綱で別に定めます。市民意見交換会は、地域別及び分野別で開催します。
- 5 市民の皆さんとの情報共有と意見交換を効果的に推進するために、議会広報紙の発行や様々なメディアを利用した広報活動と、市民意見交換会等の企画調整等の広聴活動を、一体的かつ専門的に行うための組織として広報広聴委員会を設置します。
- 6 広報広聴委員会については、広報広聴委員会規程で別に定めます。

第7条 市民参加

- 1 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進する。
- 2 議会は、公聴会制度、参考人及び専門的知見を有する者を活用し、市民の専門的又は政策的識見を、議会の審議、政策提言及び政策立案に反映させるよう努める。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。
- 4 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設けるものとする。

【趣旨】

本条は、市民参加の取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 市民の代表機関として、市民の皆さんとともに歩む議会づくりをすすめるために、議会活動への市民参加の多様な機会を設けます。
- 2 地方自治法第109条及び第110条に規定されている公聴会制度や参考人制度を活用し、市民の皆さんの意見を、議案の審議や政策提言等に反映させるように努めます。
- 3 市民の権利として保障されている請願・陳情については、議会は、必要に応じて提出者の意見を聴いた上で、審議等を行うこととします。
- 4 市民の皆さんと、政策課題についての共通認識を醸成するとともに先進事例等の情報を共有するため、必要に応じて、専門家を招いての研修会や行政視察の結果報告会等を開催することとします。

第4章 議会と市長等との関係

第8条 市長等との議論

- 1 議会は、議会審議における議員と市長等との緊張関係を保持し、議事機関としての責務を果たさなければならない。
- 2 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点を明らかにするため、一問一答的方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員による提出議案、政策提言、質疑及び質問に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【趣旨】

本条は、議員と市長等が、緊張感を保ちつつ活発に議論を行うための取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 議会と市長等は、緊張関係を保持しつつ、議論を通じて切磋琢磨し、より良い政策の実現を目指します。
- 2 これまで、委員会では一問一答方式で質疑が行われていましたが、本会議における質疑及び一般質問においても、論点を明確にし、市民にわかりやすい議論とするために、一問一答方式で行うことができるようにします。なお、議員の判断で一括質問方式との選択ができます。
- 3 議論を充実させることによって、より良い政策を実現するため、議員が政策提言等を行ったり、政策条例案を提出した場合や、議員の質疑及び質問の論点等を確認する場合には、市長等が議員への反問として質疑や質問を行えるようにします。

第9条 議会審議における論点情報の形成

- 1 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について深く審議を行うため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。
 - (1) 政策立案の背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討とその内容
 - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算及び決算の審査に当たって、市長に対し、事業評価及び事業別の予算概要等の資料の提出を求めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会が適正な決定を行う前提として、十分な審議を行うために必要な情報の提供を市長等に求めることを定めたものです。

【解説】

- 1 新たな政策条例、著大事業等の重要な政策については、市長等に対し、7つの論点情報を明らかにするよう求めることとします。これらの論点情報は、審議における論点を明確にするだけでなく、論点情報に基づいて執行後の評価を行うことによって、政策の適正な執行と政策水準の向上に効果を発揮します。
- 2 前項と同様、審議を深めるとともに、論点の明確化、適正な政策の執行及び政策水準の向上につなげるために、地方自治法第211条第2項及び法第233条第5項に定められた説明資料のほかに、事業評価シート、事業別予算概要等の説明資料の提出を市長に求めることとします。

第 10 条 議決事件の追加等

- 1 議会は、必要に応じて地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議決事件を追加するとともに、追加した議決事件については、政策立案段階での報告を市長等に義務付けるものとする。
- 2 前項の議決事件の追加等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【趣旨】

本条は、地方分権に鑑み、議会が市民代表としての責任を果たすため、自治体経営の根幹部分に積極的に関わっていくことを定めたものです。

【解説】

- 1 地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づいて議決事件を追加する件について規定します。法改正により、市の最重要計画である総合計画における基本構想の策定義務付けが廃止される見込みとなり、市長による自治体経営の自由度が高まることとなります。そのため、市の政策形成において重要な役割を担う議会は、総合計画を構成する基本計画など自治体経営の根幹部分への関与を強めることによって、しっかりとチェック機能を果たしていく必要があります。高山市議会では、総合計画における基本計画等の重要な項目を議決事件として追加するとともに、策定途中での報告を市長等に義務付けることによって計画の策定に参画し、住民代表としての責任を果たしていきます。
- 2 議決すべき事件の追加や、政策立案段階での報告については別条例において定めます。

第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成

第11条 議会の合意形成

- 1 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね合意形成に努める。
- 2 議長及び委員長は、議会が議論する場であることを踏まえ、議員間の自由な討議を重視した運営に努める。

【趣旨】

本条は、議員間での積極的な議論を通じて、議会が合議体としてまとまろうとする意志を示すものです。

【解説】

- 1 合意形成に努めることによって、行政と対峙できるまとまりのある議会をつくとともに、議会による政策提言等の妥当性や説得力を高めます。
- 2 議長及び委員長は、適切な意思決定のための討議が徹底して行われるように、会議において自由な討議を重視した運営に努めます。

第12条 政策形成

- 1 議会は、市長等とともに市の政策形成を担う機関として、深い審議による政策の決定、市長等に政策の改善又は立案を求める政策提言及び本会議での政策提案に向けた政策立案を通じて、市の政策水準の向上を図るものとする。
- 2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにするものとする。

【趣旨】

本条は、市の政策水準の向上を図るための議会の取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 政策の立案～決定～執行～評価～改善～立案という市の政策形成サイクルにおいて、議会は、決定・評価という部分を主に担っています。決定の前には「審査」、評価の後には改善・立案を行政に求める「政策提言」を行います。議会の政策提言は、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法であるPDCAサイクルのAction（改善）を促し、自治体の政策水準を向上させるものです。高山市議会は、行政に政策の改善や立案を求めていく政策提言を積極的に行うとともに、政策立案にも取り組むよう努めます。

- 2 政策提言や政策提案を行った内容については、議会広報紙等の媒体を通じて市民の皆さんへ報告することとします。

第 13 条 政策討論

- 1 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため、議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。
- 2 市長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて政策討論会で合意形成を図るものとする。
- 3 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、市の政策水準の向上を図るために、議員による政策的な議論を積極的に行おうとする取り組みについて定めたものです。

【解説】

- 1 政策提言や政策提案の内容の質を高めるとともに、市の重要課題について議員間で共通認識を醸成するために、議員全員で政策について討論を行う場として政策討論会を設定することとします。
- 2 委員会、会派及び議員が、市長等に政策提言書を提出したり、立案した政策条例等を本会議に提出する際には、その妥当性や説得力を高めるために、必要に応じて、議員全員で討論を行う政策討論会において合意形成を図った上で提出することを原則とします。
- 3 政策討論会については、政策討論会の開催に関する実施要綱で別に定めます。

第14条 委員会による政策提言

- 1 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び行政との議論を踏まえ、議員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。
- 2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。
- 3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。
- 4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

【趣旨】

本条は、市の政策水準の向上を図るために、委員会による政策提言を積極的に行おうとする取り組みについて定めたものです。

【解説】

- 1 政策提言は、市政について分野ごとに専門的に調査研究を行う機関であり、比較的少人数で構成され機動性の高い組織でもある委員会を中心に行います。委員会は、政策提言に向けて、市民の意見を考慮した政策課題を設定した上で、行政の取り組み状況の把握、現地調査、先進地視察、専門家からの意見聴取等を行うとともに、政策の方向性について市民、行政、そして議員間で議論を行うこととします。
- 2 委員会の政策提言については、市の政策水準の向上につなげるため、政策提言の作成（P）～提言実施（D）～提言事項の予算への反映状況及び執行結果のチェック（C）～チェック内容の次の政策提言への反映（A）のPDCAサイクルで管理することとします。
- 3 委員会は、行政が政策立案する際の基礎となる事項や政策の改善ポイントを具体的に明示することによって、政策提言に妥当性や説得力を持たせるように努めます。
- 4 政策提言の検討にあたっては、必要に応じて、地方自治法第109条及び第100条に基づいて参考人や専門的知見を有する者を活用し、委員会の課題分析や提言作成等の能力を補完することとします。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備等

第15条 組織の見直し

議会は、市民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、随時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

【趣旨】

本条は、議会組織のあり方について定めたものです。

【解説】

多様化する市民の皆さんのニーズや時代の変化に対応できるよう、常に研究しながら組織の改善していくこととします。

第16条 政務調査費

- 1 市政に関する調査研究活動に対して交付される政務調査費は、高山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。
- 2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、政務調査費の収支報告等について公開するものとする。

【趣旨】

本条は、政務調査費の性格や交付の方法、透明性の確保について定めたものです。

【解説】

- 1 政務調査費に関する事項は、別に条例によって定められています。
- 2 政務調査費の使途は、市民の理解が得られるものでなければならないことから、会派及び議員は、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを議会広報紙、インターネット等で公開していきます。

第 17 条 議員研修

議会は、議員の審査、政策提言及び政策立案の能力を向上させるため、議員研修の充実を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議員の資質の向上を図るための研修について定めたものです。

【解説】

議員の議案審査や政策提言に必要な能力等を向上させる研修を充実させることによって、地方分権や多様化する市民ニーズに対応した議会活動を行います。

第 18 条 議会事務局

議会は、議会の審査、政策提言及び政策立案を充実させるため、議会事務局の調査及び法務の機能の強化を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議会活動を補佐する議会事務局に求められる機能について定めたものです。

【解説】

議会が、より深い審議・審査、積極的な政策提言や政策立案等を行えるようにするため、これらの活動を十分に補佐できる事務局の体制と、事務局職員の議案や政策に関する調査能力や政策立案に必要な政策法務の能力の充実強化を図ります。

第 19 条 議会図書室

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図る。

【趣旨】

本条は、議会に置く図書室の役割について定めたものです。

【解説】

図書室は、地方自治法第 100 条第 18 項及び第 19 項に基づいて設置されています。議員の審査及び政策提言等の能力の向上を図るため、図書を充実させるとともに、活用の促進を図ります。

第20条 予算の確保

議会は、議事機関としての機能を充実させるため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

【趣旨】

本条は議会関係予算の確保について定めたものです。

【解説】

地方分権の進展、広大な市域といった要因から、広報広聴機能の充実や、議会の審査及び政策提言等の能力向上に必要な予算を確保する必要があります。なお、予算の提案及び執行は、市長の権限であることから、議会費の決算状況、議会活動の自己評価及び市の財政状況を勘案しつつ、予算要求段階で十分な調整を行い、必要な予算の確保を市長に求めて行きます。

第 7 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第 2 1 条 議員の政治倫理

- 1 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらない市民の代表であるとともに、市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関の構成員であることを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めたものです。

【解説】

議員の政治倫理については、重要な事項であることから、議会基本条例に位置付けるとともに、昭和 6 3 年に決議された「高山市議会議員政治倫理確立のための申し合わせ事項」を見直し、高山市議会議員政治倫理規程へと格上げします。

第 2 2 条 議員定数

- 1 議員定数は、高山市議会議員定数条例（平成 1 3 年高山市条例第 1 2 号）に定めるところによる。
- 2 議員定数については、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討するとともに、市政の現状、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分考慮するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。
- 4 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

【趣旨】

本条は、議員定数を変更する際の手続き等について定めたものです。

【解説】

委員会又は議員が、議員定数の条例改正議案を提出する際には、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討し、市政の現状、財政力、事業課題、将来予測と展望を十分考慮するのはもちろんのこと、市民の皆さんや有識者等の意見を聴取することを規定します。

第 23 条 議員報酬

- 1 議員報酬は、高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 36 年高山市条例第 29 号）に定めるところによる。
- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長の提出によるものとする。ただし、委員会又は議員が提出する場合は、明確な改正理由を付して提出しなければならない。
- 3 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、議員報酬の考え方及び議員活動の評価について、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

【趣旨】

本条は、議員報酬を変更する際の手続き等について定めたものです。

【解説】

- 1 高山市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償は、別に条例によって定められています。
- 2 議員報酬の条例改正議案については、第三者機関である報酬等審議会の答申を受けて市長が提案することを原則としますが、議員報酬の考え方や将来を見据えた議員報酬のあり方等については、議会として調査研究を行います。
- 3 委員会又は議員が、議員報酬の条例改正議案を提出する際には、市民への説明責任を果たすために、広く市民の意見や専門家の意見を聴取することとします。

第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続き

第24条 評価制度

- 1 議会は、議会改革の継続的な取組みを進めるため、本条例に基づく活動については、少なくとも年1回、その評価を行うものとする。
- 2 前項の評価に関しては、議会運営委員会を中心として検討するものとする。
- 3 議会は、第1項の評価に当たって、市民の意見を聴取するものとする。

【趣旨】

本条は、継続して議会改革を行うための取組みについて定めたものです。

【解説】

- 1 議員の改選後においても議会改革の継続的な取組みをすすめるため、また、時代の変化に対応するため、年1回以上、本条例に基づく活動の評価に取り組みます。
- 2 議会運営委員会が、評価に関する情報の収集や評価表等を作成しますが、必要に応じて、評価内容や改善策等について議員全員で協議を行います。
- 3 市民意見交換会等で、市民の皆さんから議会改革に対する意見を聴取します。

第25条 見直し手続き

- 1 議会は、前条の評価結果に基づいて、条例改正等の措置を講じるものとする。
- 2 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表する。

【趣旨】

本条は、本条例を見直す際の手続きを定めたものです。

【解説】

- 1 前条における評価結果を条例改正等に反映させることによって、常に進化する条例とします。
- 2 条例改正の際には、市民の皆さんへの説明責任を果たすため、議会広報紙やホームページ等を通じて、改正理由などを説明します。

高山市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則（第3条－第5条）

第3章 議会と市民との関係（第6条・第7条）

第4章 議会と市長等との関係（第8条－第10条）

第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成（第11条－第14条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備等（第15条－第20条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第21条－第23条）

第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続き（第24条・第25条）

附則

地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大する中、高山市は、2005年（平成17年）2月の市町村合併によって日本一広い市となり、市長とともに市政を担う議会の権限と役割は一層大きくなった。

高山市議会は、このような時代の流れに鑑み、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すこととした。

われわれは、議会のあるべき姿について徹底した議論を行いながら、選挙区と議員定数を決定するとともに、市民意見交換会の開催、議会広報紙の発行、事業評価結果の点検、政策討論会の開催及び委員会による政策提言の実施などの新たな取り組みを行った。

議論と行動を重ねる中、すべての議員が、以下の活動の必要性を改めて強く認識した。それは、市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるように議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと、そして、市の政策水準の向上を図るために積極的に政策提言を行うことである。

よって、高山市議会は、これらの認識に基づいた議会運営を行うための条例を制定し、ここに、広大な市域における市民の福利の増進を図るため、民主的で持続可能なまちづくりに全力で取り組んでいくことを決意する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市政についての議会及び市民又は行政との議論並びに議員間での議論を通じて、よりよい政策を実現するために必要な議会運営の基本事項を定め、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念を定める。

- (1) 市民の代表機関として、市民と情報を共有し、市民の意見を市政に反映させる。
- (2) 二元代表制の一翼を担う議事機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の執行を監視及び評価し、政策提言を行うとともに政策立案に努める。
- (3) 市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関として、その責任を深く認識し、合議体としての役割を果たす。

第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。
- (4) 市民の意見等を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。
- (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- (6) 議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の福利の向上を目指し、不断の研さんを行い公正かつ誠実に活動を進め、市民の代表者としての責任を果たすことを責務とし、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議員は、市民の代表として市民の意見を的確に把握すること。
- (2) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。
- (3) 議員は、議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極的に行うこと。

(会派)

第5条 議員は、政策を中心として同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、必要に応じて議会運営及び政策等に関する意見調整を行い、合意形成に努める。

第3章 議会と市民との関係

(広報広聴)

第6条 議会は、市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させるため、各種情報メディアや多様な機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。

2 議会は、すべての会議を原則として公開とする。

3 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するために、市民意見交換会を行う。

4 前項の市民意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

5 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。

6 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(市民参加)

第7条 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進する。

2 議会は、公聴会制度、参考人及び専門的知見を有する者を活用し、市民の専門的又は政策的識見を、議会の審議、政策提言及び政策立案に反映させるよう努める。

3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

4 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設けるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との議論)

第8条 議会は、議会審議における議員と市長等との緊張関係を保持し、議事機関としての責務を果たさなければならない。

2 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員による提出議案、政策提言、質疑及び質問に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について深く審議を行うため、市

長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策立案の背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討とその内容
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

- 2 議会は、予算及び決算の審査に当たって、市長に対し、事業評価及び事業別の予算概要等の資料の提出を求めるものとする。

(議決事件の追加等)

第10条 議会は、必要に応じて地方自治法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加するとともに、追加した議決事件については、政策立案段階での報告を市長等に義務付けるものとする。

- 2 前項の議決事件の追加等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成

(議会の合意形成)

第11条 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね合意形成に努める。

- 2 議長及び委員長は、議会が議論する場であることを踏まえ、議員間の自由な討議を重視した運営に努める。

(政策形成)

第12条 議会は、市長等とともに市の政策形成を担う機関として、深い審議による政策の決定、市長等に政策の改善又は立案を求める政策提言及び本会議での政策提案に向けた政策立案を通じて、市の政策水準の向上を図るものとする。

- 2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにするものとする。

(政策討論)

第13条 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため、議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。

- 2 市長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて政策討論会で合意形成を図るものとする。

- 3 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会による政策提言)

第14条 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び行政との議論を踏まえ、議員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。

2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。

3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。

4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備等

(組織の見直し)

第15条 議会は、市民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、随時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

(政務調査費)

第16条 市政に関する調査研究活動に対して交付される政務調査費は、高山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。

2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、政務調査費の収支報告等について公開するものとする。

(議員研修)

第17条 議会は、議員の審査、政策提言及び政策立案の能力を向上させるため、議員研修の充実を図るものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の審査、政策提言及び政策立案を充実させるため、議会事務局の調査及び法務の機能の強化を図るものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図る。

(予算の確保)

第20条 議会は、議事機関としての機能を充実させるため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらない市民の代表であるとともに、市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関の構成員であることを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

(議員定数)

第22条 議員定数は、高山市議会議員定数条例（平成13年高山市条例第12号）に定めるところによる。

2 議員定数については、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討するとともに、市政の現状、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分考慮するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。

4 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号）に定めるところによる。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長の提出によるものとする。ただし、委員会又は議員が提出する場合は、明確な改正理由を付して提出しなければならない。

3 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、議員報酬の考え方及び議員活動の評価について、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続き

(評価制度)

第24条 議会は、議会改革の継続的な取組みを進めるため、本条例に基づく活動については、少なくとも年1回、その評価を行うものとする。

2 前項の評価に関しては、議会運営委員会を中心として検討するものとする。

3 議会は、第1項の評価に当たって、市民の意見を聴取するものとする。

(見直し手続き)

第25条 議会は、前条の評価結果に基づいて、条例改正等の措置を講じるものとする。

2 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表する。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

高山市議会の議決すべき事件を定める条例

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく高山市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、基本計画（法第2条第4項に規定する基本構想に基づき市政の基本的な事項について作成する計画をいう。）の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

高山市議会広報広聴委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高山市議会基本条例（平成23年高山市条例第27号）第6条第6項の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市民の多様な意見を把握して議会独自の政策提言や政策立案に取り組む事により、民意の市政への反映を図ることとし、次に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 議会広報紙の編集、印刷及び配布に関すること。
- (2) 市民意見交換会の開催に必要な企画及び調整に関すること。
- (3) 広報広聴活動により明らかになった政策課題の整理並びに当該政策課題の常任委員会及び特別委員会等への振分けに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(定数)

第4条 委員会の委員定数は、8人とする。

- 2 委員は、正副議長、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長及び議会議員の内から選任された監査委員を兼務することはできない。

(委員の選任、任期)

第5条 委員は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中における委員の選任は、議長の指名による。

- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議員の任期中、広報広聴活動の重要性を理解するため、一度は委員となるよう努めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(準用)

第7条 委員会の運営については、高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）第8条から第11条まで、第13条から第15条まで、第17条及び第18条の規定を準用する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 5 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行後最初に指名された委員の任期は、第 4 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 30 日までとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

高山市議会広報発行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民を対象に高山市議会の活動を広く周知する高山市議会広報を発行することにより、市民の議会への理解と認識を深めることを目的とする。

(名称)

第2条 議会広報の名称は、「高山市議会ぎかいだより」（以下「ぎかいだより」という。）とする。

(発行)

第3条 ギかいだよりは、年4回発行する。

(掲載事項)

第4条 ギかいだよりには、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 定例会及び臨時会に関する事項
- (2) 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会に関する事項
- (3) 議案及び請願並びに陳情に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(配布)

第5条 ギかいだよりは、市内各世帯その他議長が必要と認める者に配布する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ギかいだよりについて必要な事項は、広報広聴委員会において決定する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

高山市議会広報の編集についての申し合わせ事項

高山市議会広報「高山市議会ぎかいだより」（以下「ぎかいだより」という。）の編集に関し、次のように申し合わせるものとする。

1. 編集方針

- (1) 読者の視点に立ち、わかりやすく、読みやすく、親しみやすい内容となるよう心がける。
- (2) 公正かつ客観的な記事とする。編集者の立場から、評価や論評は行わない。
- (3) 定例会・臨時会の内容や会期中・閉会中の委員会活動の報告など、議会活動に関する情報を積極的に開示する。また内容は、事実に基づき正確かつ簡明に記載する。
- (4) 原稿からレイアウト、表紙の題材の手配に至るまですべて議員が行い、事務局は事務補佐やアドバイスなど補助的な立場での協力をする。

2. 広報広聴委員会の権限

- (1) 議員は、広報広聴委員会に信頼をおき、原則として編集に介入しない。

3. 発行回数と部数及び配布

- (1) 定例会ごとの年4回、各34,000部。
- (2) 全戸配布のほか、必要な部数を各施設や機関に備える。

4. 発行時期

- (1) 定例会終了後、次の定例会開会までの期間。（基本は定例会の翌々月1日とするが、改選期等はこの限りでない）
- (2) 改選期後の最初のぎかいだよりの発行は5月下旬とする。この場合における編集等の基本的事項は、前任の広報広聴委員会が責任を持つものとする。

5. 体裁

- (1) 1冊の仕様はA4版、20頁（1頁は32行（10字詰）×6段）構成を基本とする。
- (2) 表紙・裏表紙は4色カラー刷り、他ページは2色刷りとする。
- (3) 上記(1)(2)を基本とするが、予算等により変更は可能とする。

6. 題字

- (1) 高学年の児童（小学校5・6年生）の毛筆によるものとし、作品を募集する。
- (2) 募集の対象は1号につき1小学校とし、高山地域と支所地域とを交互に行う。
- (3) 学校の選定は、高山地域と支所地域をそれぞれの学校別に分け、教育委員会の整理番号で若い順から行う。
- (4) 作品の選定は、応募作品の中から広報広聴委員会において6点を選び、その

中から1点を議長が決定する。

(5) 応募にともなう消耗品として、各学校と応募者に半紙を渡す。

7. 編集の仕方

(1) ページ及び記事並びに写真等の担当を広報広聴委員会で協議し、それぞれ分担する。

(2) 担当者は、記事や写真等を記事内容に該当する委員会等へ依頼する。

(3) 依頼された委員会等は、その記事の執筆や写真の選定等に責任を持ち、必ず締め切り期限内に提出する。

(4) 文章や表記の最終チェック者を広報広聴委員会内に置く。

(5) 複数人による校正は2回以上行い、事務局も加わる。

(6) 発行予定日の7日前には校了し、印刷にまわす。

8. 配布

(1) 高山市内の全戸配布を原則とする。

(2) 高山地域は新聞折込で、支所地域はシルバー人材センターに依頼して配布する。

(3) 配布機関には、発行予定日の2日前までに完成品を持ち込む。

(4) 配布機関への完成品持込みは、印刷業者へ依頼する。

9. 市民の評価について

(1) ぎかいだよりについては、常に市民の評価に耳を傾けて現況の把握に努めるとともに、現状も踏まえて協議する中で、見直しを行っていく。

高山市議会市民意見交換会の開催に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高山市議会基本条例（平成23年高山市条例第27号）第6条第4項に規定する市民意見交換会（以下「意見交換会」という。）を実施することにより、市民の多様な意見を把握し、情報の共有化を進めるとともに、市政への政策提言に反映させることを目的とする。

(種別)

第2条 意見交換会は、地域別市民意見交換会(以下「地域別交換会」という。)と分野別市民意見交換会(以下「分野別交換会」という。)を行うものとする。

(開催時期等)

第3条 地域別交換会は、年1回以上開催し、分野別交換会は、必要に応じ開催するものとする。

2 地域別交換会は、市内小学校区等を基準として20会場で実施する。ただし、必要に応じ変更できるものとする。

(意見交換会内容)

第4条 意見交換会で実施する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動状況の報告
- (2) 市政全般及び議会に関する市民との意見交換
- (3) その他必要な事項

(班編成)

第5条 地域別交換会の開催は、議員6人で構成する班ごとに担当するものとする。

2 分野別交換会の開催においては、各常任委員会を1つの班として構成し、4班編成とする。

3 地域別交換会の班編成は、期別、会派、出身地域等を考慮し、広報広聴委員会で決定する。

4 意見交換会の各班の代表者は、常任委員会委員長等をもって充てる。

(意見交換会の役割)

第6条 地域別交換会における、司会進行、報告者及び記録者等(以下「司会進行等」という。)は、班において協議し、調整する。ただし、答弁は、全員で行うものとする。

2 分野別交換会における司会進行等は、常任委員会委員長等が調整するものとする。

(会場等)

第7条 地域別交換会で各班が担当する地区は、各班の代表者において協議し、

決定する。

- 2 意見交換会の日程及び会場については、班の代表者及び常任委員会委員長等が地区の代表者等と協議し、決定する。

(記録)

第8条 報告書は、記録者において要点記録をし、電子データで広報広聴委員会へ提出する。

(意見交換会)

第9条 意見交換会の次第は、次のとおりとする。

- (1) 開会
- (2) 自己紹介
- (3) あいさつ
- (4) 議会報告
- (5) 市政全般・議会に関する意見交換
- (6) 閉会

(報告等)

第10条 意見交換会の各班の代表者は、意見交換会の報告書を、意見交換会終了後、市民意見・提言・質問・要望に分類したもの及び課題抽出したものを広報広聴委員会に提出するものとする。

- 2 前項の報告書は、市議会ホームページに掲載するものとする。

- 3 議長は、各班及び各常任委員会委員長等から報告を受けた課題から、特に調査が必要と判断する場合は、委員会調査を命ずることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会について必要な事項は、高山市議会基本条例（平成23年高山市条例第27条）第6条第6項に規定する広報広聴委員会において決定する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

高山市議会委員長連絡会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第160条第4項の規定に基づき、委員長連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の所管事項に関する協議、連絡調整及び意見交換
- (2) 委員会を中心とした政策形成サイクルに係る進行管理、評価及び研究
- (3) 政策討論会の企画及び運営
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 議長
- (2) 副議長
- (3) 議会運営委員会委員長
- (4) 各常任委員会委員長
- (5) 特別委員会委員長
- (6) 広報広聴委員会委員長
- (7) その他会長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長及び副会長を各1名置き、会長には議長を、副会長には副議長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

(委任)

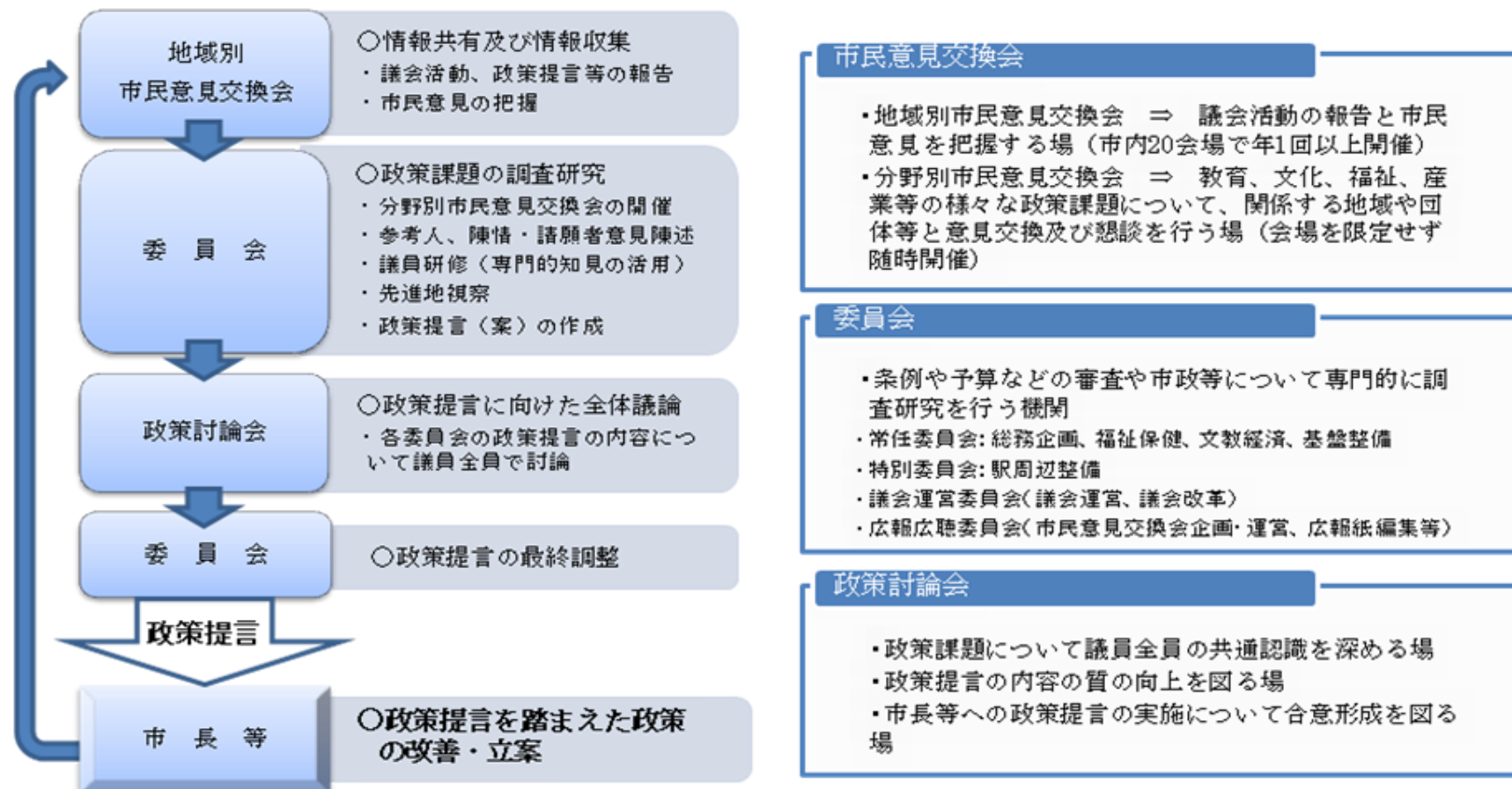
第6条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

委員会活動を中心とした政策形成サイクルについて

1. 市民意見等を考慮したより質の高い政策形成のため、委員会が中心となり、行政に政策の改善・立案を求める政策提言を積極的に行う。
2. 市民の意見を政策提言に反映させるため、市民意見交換会を開催する。
3. 政策提言の内容の質を高めるため、議員全員による政策討論会を開催する。



高山市議会政策討論会の開催に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高山市議会基本条例（平成23年高山市条例第27号）第13条に規定する政策討論会（以下「政策討論会」という。）を実施することにより、市民にとって重要な政策及び課題について議員間で議論を深めて共通認識を図り、もって議会の政策提言及び政策立案を推進することを目的とする。

(構成)

第2条 政策討論会は、議員全員をもって構成し、会長及び副会長を置く。

2 会長は議長、副会長は副議長をもって充てる。

(討論テーマ)

第3条 討論テーマは、委員長連絡会議において決定する。

2 討論テーマは、各委員会等から委員長連絡会議へ提出するものとする。ただし、重要性・緊急性が高い場合は、議長が委員長連絡会議へ提出することができる。

(運営)

第4条 政策討論会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 政策討論会は、議員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 討論テーマの提案者は、提案理由等の必要な事項を説明する。

4 政策討論会において資料提供が必要である場合は、提案者が準備する。

5 会長は、必要があると認めるときは政策討論会に諮って議員以外の者の出席を求めることができる。

(成果の活用)

第5条 政策討論会による成果は、次のとおり活用する。

- (1) 各委員会における政策提言及び政策立案
- (2) その他議会における政策形成への反映

(会議の公開)

第6条 政策討論会は、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、政策討論会に諮って非公開とすることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、政策討論会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

高山市議会議員研修会の開催に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高山市議会基本条例（平成23年高山市条例第27号）第17条に規定する高山市議会議員研修会（以下「議員研修会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 議員研修会は、高山市議会基本条例第17条に基づき、議員の審査及び政策提言等の能力を向上させることによって、委員会を中心とした政策に関する調査研究活動の充実を図り、積極的な政策提言及び政策立案の取り組みを推進することを目的とする。

(内容等)

第3条 各委員会における政策課題についての分析等を行うため、大学教授等を講師に招いて見解を伺うとともに、講師との活発な意見交換を通じて調査研究の内容を深める。

2 研修テーマ及び講師の選定は、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び広報聴取委員会が各々の政策課題に基づいて行うものとする。

(参加)

第4条 議員は、すべての議員研修会に参加できるものとする。

2 高山市議会基本条例第7条第4項に基づき、市民とともに学ぶことが適当と認められる場合は、市民が参加できるよう配慮するものとする。

(謝礼等)

第5条 講師の謝礼については、高山市議会参考人等に対する謝礼金の支払い基準に関する要綱に基づいて支払うものとする。

2 講師の費用弁償については、公聴会参加者等の実費弁償条例第4条（昭和28年高山市条例第15号）に基づいて支払うものとする。

(会議の公開)

第6条 議員研修会は、高山市議会基本条例第6条第2項に基づき原則公開とする。

(傍聴)

第7条 議員研修会の傍聴については、高山市議会傍聴規則（昭和42年高山市議会規則第2号）に準ずる。

(記録)

第8条 議員研修会を開催したときは、議会事務局が会議録を作成するものとする。

(管理等)

第9条 議員研修会の全体管理及び調整は、委員長連絡会議が行う。

2 議員研修会の日程設定及び講師との折衝等の事務は、議会事務局が行うものとする。

る。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか議員研修会について必要な事項は、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）に定める委員長連絡会議に諮り、議長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

高山市議会参考人等に対する謝礼金の支払い基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、議会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会その他法定化された会議（以下「法定会議」という。）における調査及び審査の一層の充実を図るため、法定会議の決定により議長の要請に応じて当該法定会議に出席した参考人等に対する謝礼金の支払い基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、参考人等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第1項の規定により議会に出頭した選挙人その他の関係人、法第100条の2の規定により議会で専門的事項に係る調査をさせた学識経験を有する者等、高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号。以下「条例」という。）第23条の規定により公聴会に出席した公述人及び条例第27条の規定により委員会に出席した参考人をいう。

(謝礼金の額)

第3条 参考人等が陳述に要した時間（これに準じた時間を含む。）1時間当たりの謝礼金の額は、次の額以内とする。

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 大学教授、弁護士又はこれに相当する者 | 10,000円 |
| (2) 大学准教授又はこれに相当する者 | 8,000円 |
| (3) 前2号に該当しない者 | 5,000円 |

2 参考人等の業績、社会的地位等により、前項の基準によりがたい特別な事情がある場合は、別途予算の範囲内で謝礼金を支払うことができる。

(旅費との併給)

第4条 この謝礼金は、公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和28年高山市条例第15号）に基づく実費弁償に併せて支払うことができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

決算審査に係る伝票等の閲覧に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、議会が決算の認定審査を行うに当たり、決算の審査が始まるまでの間に、支出伝票等の書類及び財務会計システムの閲覧を実施することにより、議会の十分な審査を保証し、もって議会活動の充実及び審査の透明性の向上を図ることを目的とする。

(対象会計)

第2条 閲覧の対象とする会計は、次のとおりとする。

- (1) 高山市一般会計及び特別会計
- (2) 高山市水道事業会計

(対象書類)

第3条 閲覧の対象とする書類（財務会計システムを含む。以下「閲覧書類等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 歳入簿・歳出簿
- (2) 支出負担行為決議書及び支出命令書（請求書を含む。）
- (3) 調定決定書兼通知書
- (4) 出納日計表
- (5) 収支総括日計表

(閲覧期間及び閲覧場所)

第4条 閲覧は、決算書が上程された定例会（以下「決算議会」という。）の会期中に行うものとし、閲覧期間、時間及び閲覧場所は、決算議会前に予め会計管理者が定めて議長に通知するものとする。

(閲覧申込)

第5条 閲覧の実施に当たっては、決算議会前の議会運営委員会において、実施に係る議会としての地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第1項の検査の実施の議決に相当する決定を経るものとする。

- 2 閲覧しようとする議員は、伝票等の閲覧申込書（別記様式第1号）により閲覧希望日時、閲覧内容等を記入の上、議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、前項の申込書を取りまとめ、市長に対し閲覧の依頼を行う。
- 4 市長は、前項の依頼があった場合は、速やかに閲覧の日時及び場所を適宜調整の上、決定し、伝票等の閲覧決定書（別記様式第2号）により議長その他関係部局に通知するものとする。

(閲覧方法)

第6条 閲覧の方法は、閲覧書類等の原本及び財務会計システムの閲覧によるものとする。

- 2 財務会計システムの操作は、閲覧する議員から申し込みのあった事項を会計室職員が表示することにより行う。
- 3 議員が印刷物又は関係帳票その他関係書類の写しの提供を求める場合は、閲覧書類複写申込書（別記様式第3号）を議長に提出しなければならない。
- 4 議長は、前項の申込書を取りまとめ、市長に対し写しの提供の依頼を行う。
- 5 閲覧をした議員は、閲覧結果報告書（別記様式第4号）を議長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 会計管理者は、閲覧書類等について、事業内容に関する説明は行わない。事業内容は、必要に応じて事業関係課へ議員が議員活動の中で問い合わせるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。（平成22年11月24日議長決裁）

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

伝 票 等 の 閲 覧 申 込 書

（あて先）高山市長

（高山市議会議長経由）

議員名 _____

1. 閲覧日時

時 間 月 日	～	～	～	～
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				

備考 他の用務等で、閲覧できない日時の欄に×印を記入してください。

2. 閲覧内容

会 計 別	ページ	課 名	備考欄（科目、決算書備考欄の名称及び具体的内容）
一般・国保・老保・下水・ 卸売・給食・簡水・農集 排・介護・観光施設・ス キー・後期・水道事業			
一般・国保・老保・下水・ 卸売・給食・簡水・農集 排・介護・観光施設・ス キー・後期・水道事業			
一般・国保・老保・下水・ 卸売・給食・簡水・農集 排・介護・観光施設・ス キー・後期・水道事業			
一般・国保・老保・下水・ 卸売・給食・簡水・農集 排・介護・観光施設・ス キー・後期・水道事業			

備考

- (1) 閲覧を希望する項目の会計別を○で囲んでください。
- (2) 決算書のページ数を記入してください。
- (3) 決算書の主管課名を記入してください。
- (4) 財務会計システムによる閲覧は科目及び決算書備考欄の名称及び具体的内容を記入してください。
- (5) 支出命令書等原本の閲覧は、準備の都合上、執行月や執行内容を具体的に記入してください。

年 月 日

伝 票 等 の 閲 覧 決 定 書

（あて先）高山市議会議長

高山市長

下記のとおり閲覧の日時を決定しましたので、通知します。

記

1. 閲覧日時

時 間 月 日	～	～	～	～
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				

2. 閲覧場所

3. 閲覧方法

- (1) 閲覧時間は、上記のとおりとしますので、閲覧者の都合で開始時間が遅れた場合は、終了時間までの間となります。
- (2) 財務会計システムの閲覧方法は、会計室職員がシステムの操作を行い、閲覧者から申し込みのあった事項を表示します。
- (3) 印刷物又は関係帳票のコピーを希望する場合は、会計室職員に該当箇所を明示の上、閲覧書類複写申込書により申し出てください。個人情報に配慮したものを提供します。ただし、当日コピーができない場合は、コピー完了後に閲覧者に連絡します。
- (4) システム内に保存されている帳票以外の関係書類は、別途保管されているため、閲覧者の希望により会計室職員が検索して提出します。
- (5) 事業内容は、会計室及び議会事務局職員では説明できないので、別途事業執行課にお問い合わせください。

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

閲覧書類複写申込書

（あて先）高山市長

（高山市議会議長経由）

議員名

下記のとおり、閲覧書類の写しを請求します。

記

①歳入簿・歳出簿	必要書類	歳入簿	歳出簿
	科 目	款 項	目 節
	期 間	年 月 日	～ 年 月 日
	内 容		
②支出負担行為決議書及び支出命令書	必要書類	支出負担行為決議書及び支出命令書 請求書	
	科 目	款 項	目 節 伝票番号
	期 間	年 月 日	～ 年 月 日
	内 容		
	必要書類	支出負担行為決議書及び支出命令書 請求書	
	科 目	款 項	目 節 伝票番号
	期 間	年 月 日	～ 年 月 日
	内 容		
③調定決定書兼通知書	科 目	款 項	目 節 伝票番号
	期 間	年 月 日	～ 年 月 日
	内 容		
④出納日計表	期 間	年 月 日	～ 年 月 日
	内 容		
⑤終始総括日計表	期 間	年 月 日	～ 年 月 日
	内 容		

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

閱 覧 結 果 報 告 書

（あて先）高山市議会議長

議員名 _____

下記のとおり閲覧しましたので、報告します。

記

1. 閲覧日時	月 日 () ~ 月 日 ()
2. 閲覧場所	
3. 閲覧項目	(1) 会計名
	閲覧内容
	(2) 会計名
	閲覧内容
	(3) 会計名
	閲覧内容

一般質問に関する申し合わせ事項

本会議における一問一答方式の導入に伴い、次のとおり運用方法を申し合わせるものとする。

1. 一括質問方式について

①質問時間

○一括質問方式を選択する場合は、議員の質問のみで40分とし、質問は5回までとする。ただし、議長が必要と認めた場合はこの限りでない。

○反問に要した質問及び答弁の時間は、持ち時間に含めないこととする。また、質問回数についても同様とする。

②質問及び答弁の方法

○議員は、1回目は登壇し、2回目以降は質問席で質問することとする。

○執行機関は、議員の1回目の質問に対する答弁を行うときは、最初の1人だけが登壇し、残りの答弁者は自席で行う。議員の2回目以降の質問に対しては、市長及び教育長は登壇するが、部長は自席で行う。

2. 一問一答方式について

①質問時間

○一問一答方式を選択する場合は、理事者の答弁も全て含めて60分とする。

○反問に要した質問及び答弁の時間は、持ち時間に含めないこととする。

○時間計測については、事務局の機械操作上の問題もあるため、平成23年6月定例会での試行をした後、順次改善を図ることとする。

②質問及び答弁の方法

○議員は、1回目は登壇し、2回目以降は質問席で質問することとする。

○執行機関は、議員の1回目の質問に対する答弁を行うときは、最初の1人だけが登壇し、残りの答弁者は自席で行う。議員の2回目以降の質問に対しては、市長及び教育長は登壇するが、部長は自席で行う。

3. その他

○代表質問制は取り入れないこととする。（従前どおり一般質問でその旨発言して行う。）

○一般質問の事前通告において、一括質問方式又は一問一答方式の別を記載の上、議長へ申し出るものとする。

附 則

この申し合わせ事項は、平成23年5月1日から適用する。

反問権に関する申し合わせ事項

本会議及び委員会における反問権の運営に関し、次のように申し合わせるものとする。

1. 反問権の取扱い

- 反問権を与える者は、「市長等」とする。
- 議長又は委員長の許可、裁量で運営を管理する。
- 議論を充実させることによって、よりよい政策を実現するため、議員が政策提言等を行ったり、政策条例案を提出した場合や、議員の質疑及び質問の論点等を確認する場合には、市長等が議員への反問として質疑や質問を行う。

2. 反問権の狙い

市長等に反問権を与える狙いは、市長等が議員の質問の論点や真意を確かめることにより、よりの確かつ明確な答弁をさせることが可能となるため、議会と市長等の両者が事案に対する理解が深まり、議論の活性化が期待されることである。また、政策提案に対する議員の十分な事前調査が必要となり、議員活動の向上にも寄与することも効果として挙げられる。

3. 議会基本条例の解釈

- ・「市長等」の範囲
 - ・反問できる者は、市長、教育長、教育委員長に限定するのではなく、基本条例で規定するように執行機関（職員）まで含めた「市長等」とする。（実際に行使が想定されるのは、常識的に市長であると考えられる。）

附 則

この申し合わせ事項は、平成23年5月1日から適用する。

参考：反問権の具体的な使用想定例

議員「〇〇とありますが、いかがお考えでしょうか。」

市長「ご質問にお答えする前に確認をさせていただきたいと思いますが、□□□□についての議員としての考え方をまず確認をさせていただきたいと思います。」

（□□□□質問例）「どのような地域を指しているのか。」「目的はどこにあるのか。」「理解の仕方はこれでよいのか。」「施設を残したいのかどうなのか。」「昨今の財政状況の中でそういった対応が可能なのか。」など

「議会改革等に関する特別委員会」中間報告（議員定数・選挙区最終報告）

平成22年6月23日

第3回定例会最終日 本会議

それでは、ただいまから、議会改革等に関する特別委員会の調査について報告をさせていただきます。

議会改革等に関する特別委員会では、昨年12月9日に議員全員による特別委員会を設置して以降、時代が求める高山市議会のあるべき姿を明らかにすることにより、市民の付託に応えられる議会の実現を目指して調査研究を重ね、3月定例会最終日の本会議において中間報告をさせていただきました。

議会改革の議論は、市民の皆さんに公開で行っており、その内容は、広報たかやまや議会ホームページなどでも随時ご紹介しておりますが、前回の中間報告までの会議の開催は、全体会や分科会など延べ64回に及び、この中で、「高山市議会のあるべき姿」や基本理念、議員の責務及び活動原則、市民意見交換会の開催を含む「委員会活動を中心とした政策形成サイクル」、広報広聴委員会の設置、議員定数・選挙区の議会案などについて合意に至った次第です。

それでは、3月定例会の中間報告から本日までの特別委員会の調査研究について、ご報告いたします。

まず、議会改革等に関する特別委員会では、4月19日から5月13日までの間に、市内19会場において全議員が6班に分かれて市民意見交換会を開催し、高山市議会のあるべき姿と基本理念、高山市議会の新たな取組み、議員定数と選挙区などについて説明を行うとともに、市民の皆さんと意見交換を行いました。

この市民意見交換会には、延べ892人の方々にご参加いただき、議会改革や議員定数、地域課題や市政全般にわたる多くの貴重なご意見をいただいたところです。議会では、5月11日に広報広聴委員会を設置し、市民の皆さんからのご意見などの整理や取りまとめを進める一方、議会改革や政策提案に反映できるよう各常任委員会や特別委員会で調査を始めております。

また、今後の議会改革の取組みについて、議会基本条例の制定を目標に掲げ、議会広報紙の発行など重要課題を設定して全体会や各分科会、広報広聴委員会において具現化へ向けた調査研究を進めております。

それでは、「議員定数・選挙区の最終決定について」 ご報告いたします。

「議員定数・選挙区のあり方」につきましては、市内各地域で開催しました市民意見交換会における市民の皆さんからの率直なご意見も踏まえて、改めて全議員による最終的な委員会の議論を行いました。

市民意見交換会では、「24人の全市一区」を評価するご意見をいただきました。一方で、「議会改革の説明を聞いて24人でできるのか。」「議員を出せない地域も出てくると思うが、そういう地域の声を聴くことも大切だ。」などと不安視する声もあり、「地域住民の意見が反映される委員会を設置してほしい。」などといった提言もいただいたところです。

委員会の最終議論においては、日本共産党高山市議団の3名の委員は、市民意見交換会の意見を踏まえると、「24人では少ないのではないか。」「議員報酬などを検討しながら、議員定数を確保すべきではないか。」と、定数30人を主張されました。

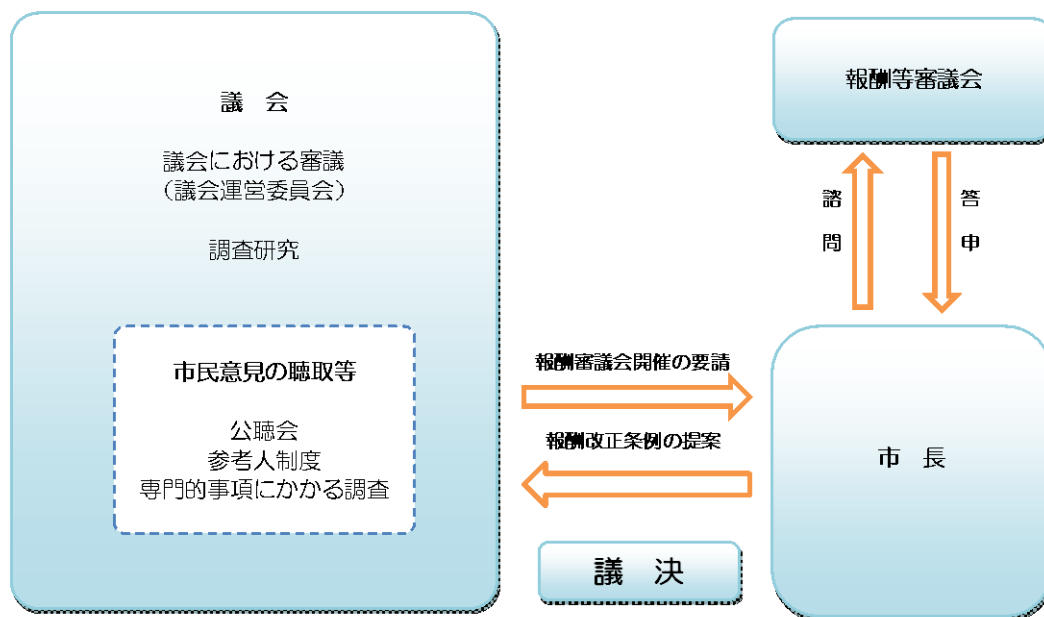
また、3名以外の33名の委員は、市民意見交換会での市民からの意見とこれまであらゆる角度から全議員で議論を尽くしてきたことを踏まえ、市民意見交換会の各班の議員が地域の相談窓口となることの試みや、開催地区を増やすことなど、市民の皆さんの不安を解消するよりよいシステムの構築に取り組むことにより、「24人の全市一区」とすることで意見が一致された次第です。

議会改革等に関する特別委員会では、このような中で議員定数に関する36名全員の一致はかないませんでした。議員定数・選挙区については、現行の36人から12人削減し、「24人の全市一区」とすることに最終決定しましたことを報告いたします。今後も、「わかりやすく開かれた議会」をめざし、市民の皆さんとともに歩む信頼される議会となるよう、議員全員が力を合わせて議会改革に取り組んでいく方針であります。

以上ご報告申し上げ、議会改革等に関する特別委員会の報告といたします。

議員報酬の決定方法について

○議員報酬の決定システムイメージ図



市民意見の聴取等

- ・公聴会制度（自治法１０９条第５項）
重要案件審査を周到に行うため直接住民について意見を聞くために開催されるものである。
- ・参考人制度（自治法１０９条第６項）
委員会審議の充実を図るため利害関係人、学識経験者等の出頭を求め、意見を聴取するものである。これは、公聴会は住民の要望等を直接聞くことのできる重要な制度であるものの手続き等に時間を要するため、簡便な手続きで民意を直接聴取する方法として制度化されたものである。
- ・専門的事項に係る調査（自治法１００条の２）
議案の審査又は当該普通公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。公聴会・参考人制度は意見を聴取することができるにとどまり、議会が必要とする専門的な知見を得ることができるような調査・研究を求めて報告を受けるといったものではない。また、議会の意を受けた執行機関が附属機関や第三者に調査・審議又は調査・研究させ、その結果を説明することはあろうが、制度的にはそれはあくまで執行機関の執行の一環として位置づけられるものである。

議会内における調査研究

調査項目：人口、面積、財政力及び類似都市の議員報酬との比較検討
：市政の現状、財政力、事業課題、将来予測と展望を考慮した議員報酬のあり方

高山市特別職等報酬審議会条例

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、高山市特別職報酬等審議会を置く。

（所掌事務）

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

合意事項と継続検討課題（平成23年3月17日合意）

1. 主な合意事項（30項目）

（1）新規条例・要綱等（9項目）

- ①決算審査に係る伝票等の閲覧に関する実施要綱（H22.11.2 合意）
- ②参考人等に対する謝礼金の支払い基準に関する要綱（H23.1.24 合意）
- ③議会の議決すべき事件を定める条例（H23.1.24 合意、3.25 議決）
- ④高山市議会広報発行要綱（H23.2.9 合意）
- ⑤議員研修会の開催に関する要綱（H23.2.18 合意）
- ⑥政策討論会に関する実施要綱（H23.2.18 合意）
- ⑦市民意見交換会に関する実施要綱（H23.2.18 合意）
- ⑧高山市議会基本条例（H23.2.9 合意、前文＝H23.3.7 合意、3.25 議決）
- ⑨委員長連絡会議規程（H23.3.17 合意）

（2）改正条例・要綱等（5項目）

- ①議員報酬条例の一部改正（H22.12.20 合意、12.22 議決）
- ②高山市議会政務調査費の交付に関する条例及び規則の一部改正（H23.2.18 合意、3.25 議決）
- ③高山市議会広報広聴委員会規程の一部改正（H23.3.17 合意）
- ④委員会条例の一部改正（H23.3.11 議運合意、3.25 議決）
- ⑤会議規則の一部改正（H23.3.11 議運合意、3.25 議決）

（3）申し合わせ事項等（16項目）

- ①議員定数・選挙区の決定（H22.6.21 合意、少数意見の留保）
- ②「高山市議会のあるべき姿」についての調査報告書（H22.12.17 合意、12.22 市長提出）
- ③9月議会での決算審査の実施（H23.1.7 合意）
- ④委員会協議会の廃止（H23.1.17 合意）
- ⑤全員協議会の法定化（H23.1.17 合意）
- ⑥委員長連絡会議の法定化（H23.2.9 合意）
- ⑦交通網対策特別委員会の廃止・基盤整備委員会への統合（H23.2.9 合意）
- ⑧議会改革等に関する特別委員会の廃止・議会運営委員会への統合（H23.2.9 合意）
- ⑨高山市議会広報の編集についての申し合わせ事項（H23.2.9 合意）
- ⑩委員会協議会廃止に伴う新たな委員会運営の方向性（H23.2.18 合意）
- ⑪反問権に関する申し合わせ事項（H23.2.18 合意）
- ⑫重要案件は全員協議会室で常任委員会を開催しCATV等で放映（H23.2.18 合意）

- ⑬各派代表者会議に係る決定事項（H23.3.7 合意）
- ⑭一般質問に関する申し合わせ事項（H23.3.7 合意）
- ⑮議員報酬の決定方法（H23.3.7 合意）
- ⑯委員会活動を中心にした政策形成サイクルの修正（H23.3.17 合意）

2. 主な継続検討課題（22項目）

（1）議会運営委員会

- ①委員会構成（駅周、委員会数、複数所属等）
- ②会派に所属しない議員に関する事項（一般質問・広報紙その他におけるグループ名の取扱い、一般質問の順序等）
- ③議員間討議の議事運営
- ④議場改修
- ⑤地域担当班の定義
- ⑥常任委員会を分科会とした決算及び予算審査（試行の評価、今後の実施決定）
- ⑦議会活動の評価方法（評価シート等の作成）
- ⑧議会人事のあり方
- ⑨高山市議会政治倫理規程
- ⑩会期日程のあり方
- ⑪費用弁償
- ⑫市のパブリックコメント条例と議会への報告等の義務づけ
- ⑬選挙公営制度

（2）委員長連絡会議

- ①市民意見交換会をスタートとする政策提言と事業評価シートに基づく政策提言との一元化（前者に後者を吸収させる）
- ②委員会活動を中心にした政策形成サイクルの評価方法（評価シート等の作成）

（3）広報広聴委員会

- ①地域担当班の運用方法
- ②地域別市民意見交換会の班員編成の調整
- ③CATV、インターネットによる会議中継
- ④HP等への情報公開（政務調査費、行政視察報告書等）

（4）各派代表者会議

- ①姉妹友好都市交流
- ②海外行政視察
- ③会派の行政視察

資 料

議会改革等に関する特別委員会の運営方針

(平成21年12月9日決定)

議会改革等に関する事項についての調査・検討を通じて、時代が求める高山市議会のあるべき姿を明らかにすることにより、市民の負託に応えられる議会活動、議員活動の実現をめざす。

I. 各会の役割について

1. 特別委員会： 分科会の調査研究結果を基礎として、議会における様々な課題についての認識を深めるとともに、議会としての方向性をとりまとめる機関(条例、予算等の議決案件は本会議で最終決定)
2. 分科会： 特定課題について調査研究を行い、その内容を特別委員会に報告する調査研究機関
3. 小委員会： 特別委員会及び分科会の運営方法の検討、分科会間の連絡調整等を行う調整機関

II. 各会の活動について

1. 特別委員会について

以下の議題について順次議論し、議会としての方向性をとりまとめる。

- (1) 高山市議会のあるべき姿
- (2) 基本理念
- (3) 議会の活動原則
- (4) 議員の責務及び活動原則
- (5) 議員定数・選挙区のあり方
- (6) 議会活動のあり方
- (7) 議員活動のあり方
- (8) 議員報酬
- (9) 議会基本条例

2. 分科会について

特別委員会の議題を分割し、それぞれ専門的に調査研究を行う。

(1) 調査研究のすすめ方:

議会は、社会情勢の変化に対応できているか、付与された権限や機能を生かし切れているかなど、現状分析を十分に行った上で課題の抽出を行い、課題の解決策を検討する。調査研究の状況については毎特別委員会時に報告する。

(2) 調査研究の内容:

第1分科会〔高山市議会の基本理念と議員の責務に関すること〕

- ①高山市議会のあるべき姿について(地域主権時代の市民と議会、市長と議会の関係)
- ②高山市議会の基本理念について
- ③議員の責務及び活動原則について
- ④議員活動のあり方について(以下については分科会内で調整する)
 - ・会派について
 - ・政治倫理について
 - ・政策立案能力の向上について
 - ・審査能力の向上について
 - ・政務調査費について
 - ・選挙公営制度について

↓

第1分科会〔議員活動及び議会基本条例に関すること〕※平成22年5月11日～

- ①議員活動のあり方について(以下については分科会内で調整する)
 - ・会派について
 - ・政治倫理について
 - ・政策立案能力の向上について
 - ・審査能力の向上について
 - ・政務調査費について
 - ・選挙公営制度について
- ②議員報酬について
- ③議会基本条例について

第2分科会〔議会機能に関すること〕

- ①高山市議会のあるべき姿について（地域主権時代の市民と議会、市長と議会の関係）
- ②高山市議会の活動原則について
- ③議会活動のあり方について（以下については分科会内で調整する）
 - ・本会議について
 - ・委員会及び協議会について
 - ・行政視察について
 - ・広報広聴活動について
 - ・姉妹友好都市交流について
 - ・議会事務局の体制について



第2分科会〔議会機能に関すること〕 ※平成22年 5月11日～

- ①議会活動のあり方について（以下については分科会内で調整する）
 - ・本会議について
 - ・委員会及び協議会について
 - ・行政視察について
 - ・姉妹友好都市交流について
 - ・議会事務局の体制について

第3分科会〔定数・選挙区のあり方に関すること〕※平成22年5月10日まで

- ①高山市議会のあるべき姿について（地域主権時代の市民と議会、市長と議会の関係）
- ②高山市議会の議員定数・選挙区のあり方について



第3分科会〔高山市議会のあるべき姿に関すること〕 ※平成22年10月4日～

- ①議会の責任について

3. 小委員会

特別委員会及び分科会の運営方法についての検討、分科会間の連絡調整、特別委員会委員長が必要と認める事項についての決定を通じて、全体スケジュールの管理・調整を行う。

Ⅲ. 各会の連動について

議論をより深めるために、会議の開催については、分科会～特別委員会～分科会のサイクルを基本とし、特別委員会終了後には分科会を行うものとする。なお、分科会長が必要と認める場合は、特別委員会開催日以外にも分科会を招集する。また、小委員会については、特別委員会、分科会の会議の進捗状況等を踏まえ、適宜開催する。

Ⅳ. 組織構成等の変更について

調査研究の過程で新たに課題が生じたり、分科会の構成を変更したほうが望ましいと思われる状況が生じた場合などは、特別委員会の全体構成や調査事項等について総合的に検討し、必要に応じて要綱を改正して変更を行う。

Ⅴ. 全体スケジュールについて

別途調整しながらすすめる。

Ⅵ. その他

1. 情報収集： 情報収集に当たっては、議会図書室や議員パソコンを活用するとともに、任意の勉強会、会派の視察等で入手した情報を活用する。
2. 資料： 市民への説明責任を果たすとともに、議員間の議論を活性化させるために、議員自らが作成したり、収集した資料で議論を行う。なお、分科会での議論のベースとなる資料については、小委員会で確認する。
3. 庶務： 副委員長、副分科会長が中心となっていく。
4. 議会事務局： 招集通知、委員会室準備、会議録作成等を行う。

沿 革

平成22年 5月11日 改正

平成22年10月 4日 改正

議会改革等に関する特別委員会 委員構成

(平成 21 年 12 月 9 日～平成 23 年 4 月 30 日)

委 員 長	車 戸 明 良 (H21 副議長) H21 第 3 分科会/H22 第 2 分科会	
副委員長	下 山 清 治(H21) H21 第 3 分科/H22 第 1 分科会	
	倉 田 博 之 (H22) H21 第 1 分科会	
委 員	若 山 加 代 子 H21 第 1 分科会	真 野 栄 治 H21 第 1 分科会
	岩 垣 和 彦 H21 第 3 分科会/H22 第 3 分科会○	中 箴 博 之 H21, 22 第 2 分科会/H22 第 3 分科会
	丸 山 肇 H21 第 2 分科会	牛 丸 博 和 H21 第 2 分科会
	松 山 篤 夫 H21, 22 第 1 分科会	中 田 裕 司 H21 第 3 分科会/H22 第 2 分科会
	水 口 武 彦 H21, 22 第 1 分科会	佐 竹 稔 H21 第 2 分科会
	増 田 繁 一 H21, 22 第 1 分科会	岩 野 照 和 H21, 22 第 1 分科会
	松 葉 晴 彦 H21, 22 第 2 分科会○※H21/H22 第 3 分科会	木 本 新 一 H21 第 3 分科会◎
	野 村 末 男 H21, 22 第 2 分科会	溝 端 甚 一 郎 (H22 副議長) H21 第 1 分科会/H22 第 3 分科会◎
	石 原 孫 宏 H21 第 3 分科会	水 門 義 昭 H21 第 3 分科会/H22 第 2 分科会◎
	村 瀬 祐 治 H21 第 2 分科会	村 中 和 代 H21, 22 第 1 分科会
	橋 本 正 彦 H21, 22 第 1 分科会○/H22 第 3 分科会	藤 江 久 子 H21 第 3 分科会/H22 第 2 分科会
	※中 田 清 介 H21 第 2 分科会◎/H21 小委員長	谷 澤 政 司 H21, 22 第 2 分科会
	松 本 紀 史 H21 第 3 分科会/H22 第 1 分科会	今 井 武 男 (H22 議長) H21, 22 第 2 分科会

	小 井 戸 真 人 第 1 分科会◎/H22 小委員長	伊 鳶 明 博 H21, 22 第 2 分科会○※H22
	島 田 政 吾 H21 第 3 分科会/H22 第 1 分科会	牛 丸 尋 幸 H21 第 3 分科会/H22 第 1 分科会, 第 3 分科会
	杉 本 健 三 H21 第 3 分科会○/H22 第 2 分科会	大 木 稔 H21, 22 第 1 分科会/H22 第 3 分科会
	蒲 建 一 (H21 議長) H21, 22 第 2 分科会	

※平成 22 年 8 月議員辞職

◎分科会長、○副分科会長

議会改革等に関する特別委員会 活動履歴

- 平成21年12月 9日 第5回定例会において議会改革等に関する特別委員会を設置
第1回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会、小委員会
- 12月10日 小委員会
- 12月14日 小委員会
- 12月18日 第2回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
※決定事項：運営方針
- 平成22年 1月 7日 各分科会、小委員会
- 1月14日 第3回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
- 1月22日 第4回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
※合意事項：高山市議会のあるべき姿
- 1月28日 第5回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会、小委員会
- 2月 4日 小委員会
- 2月 5日 第6回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
※合意事項：基本理念、議会の活動原則
- 2月10日 第7回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
- 2月17日 第3分科会
- 2月18日 第8回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
- 2月23日 第3分科会
- 2月24日 第9回 議会改革等に関する特別委員会、小委員会
※合意事項：議員の責務及び活動原則
- 3月 1日 各分科会
- 3月 2日 第10回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
※合意事項：委員会活動を中心とした政策形成サイクル
- 3月11日 各分科会
- 3月15日 各分科会
- 3月12日 第11回 議会改革等に関する特別委員会
- 3月19日 第12回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
- 3月23日 第13回 議会改革等に関する特別委員会
※合意事項：議員定数・選挙区のあり方
- 3月24日 第1回定例会
※報告事項：議員定数・選挙区のあり方等
- 3月29日 小委員会
- 4月 2日 第14回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会

平成22年 4月 8日 第15回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
 4月19日 市民意見交換会（試行）
 | ※19会場で実施
 5月13日
 5月11日 第2回臨時会
 ※決定事項：広報広聴委員会の設置
 5月25日 第1分科会
 6月 1日 小委員会
 6月 3日 第16回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
 6月18日 第1分科会、第2分科会
 6月21日 第17回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
 ※合意事項：議員定数・選挙区のあり方
 6月23日 第3回定例会
 ※報告事項：議員定数・選挙区の最終決定について
 6月29日 第1分科会
 7月 2日 第2分科会
 7月14日 第18回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
 7月16日 第19回 議会改革等に関する特別委員会
 7月26日 第20回 議会改革等に関する特別委員会
 8月17日 第21回 議会改革等に関する特別委員会
 8月26日 第22回 議会改革等に関する特別委員会
 9月10日 政策討論会（試行）、小委員会
 9月24日 第23回 議会改革等に関する特別委員会
 ○政策提言：火葬場の建設について、景気対策について（常任委員会が実施）
 9月27日 第5回定例会
 ※報告事項：高山市議会のあるべき姿について（損害賠償請求事件）
 9月27日 第2分科会
 10月 4日 第24回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
 10月 7日 第3分科会
 10月15日 第1分科会
 10月19日 第3分科会
 10月22日 第25回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会

	11月	1日	議会広報紙「ぎかいだより」創刊
	11月	2日	鈴木誠岐阜経済大学教授より、議員研修会において高山市議会基本条例（素案）の内容について助言を受ける
			第26回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
			※合意事項：高山市議会基本条例(素案)
			決算審査に係る伝票等の閲覧に関する要綱
			高山市議会基本条例(素案)について市民から意見を募集（11月2日～12月31日）
	11月	8日	第3分科会
	11月	8日	市民意見交換会（試行）
			※19会場で実施
	11月	19日	
	11月	17日	第27回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
	11月	18日	小委員会
	11月	29日	第3分科会
	12月	6日	第3分科会
	12月	9日	第1分科会、第3分科会
	12月	10日	第28回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
	12月	17日	第29回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
	12月	20日	第30回 議会改革等に関する特別委員会
			※合意事項：議員報酬の引き下げ
	12月	21日	第1分科会、第2分科会
	12月	22日	第6回定例会
			※決定事項：議員報酬条例の一部改正
			※報告事項：高山市議会のあるべき姿について（損害賠償請求事件の原因の究明及び再発防止策の検討）
			○提言事項：市に関係する紛争や裁判への対応について
			○提言事項：平成22年度事業評価を踏まえての提言（常任委員会が実施）
平成23年	1月	5日	市橋克哉名古屋大学大学院教授より高山市議会基本条例(案)の内容について指導を受ける
	1月	7日	第31回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
	1月	11日	第2分科会

- 1月17日 第32回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
※合意事項：9月議会での決算審査の実施、委員会協議会の廃止、全員協議会及び委員長連絡会議の法定化
- 1月24日 第33回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
※合意事項：参考人等の謝礼金の支払い基準に関する要綱、議会の議決すべき事件を定める条例
- 1月31日 「ぎかいだより」第2号発行
- 2月 3日 第34回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
- 2月 5日 市橋克哉名古屋大学大学院教授より高山市議会基本条例(案)の内容について指導を受ける
- 平成23年 2月 9日 第35回 議会改革等に関する特別委員会
※合意事項：高山市議会広報発行要綱
- 2月10日 第2分科会
- 2月17日 第1分科会
- 2月18日 第36回 議会改革等に関する特別委員会、各分科会
※合意事項：議員研修会の開催に関する要綱、政策討論会に関する実施要綱、市民意見交換会に関する実施要綱、高山市議会政務調査費の交付に関する条例及び規則の一部改正
- 2月22日 政策討論会（試行）
- 3月 4日 第1分科会
- 3月 7日 第37回 議会改革等に関する特別委員会、第1分科会
※合意事項：議員報酬の決定方法
- 3月17日 第38回 議会改革等に関する特別委員会
※合意事項：高山市議会基本条例、委員長連絡会議規程、委員会活動を中心とした政策形成サイクル（修正版）
- 3月25日 第1回定例会
※決定事項：高山市議会基本条例、議会の議決すべき事件を定める条例、委員会条例の一部改正、会議規則の一部改正、政務調査費の交付に関する条例の一部改正
※報告事項：議会改革の取り組みについての最終報告